

## 判決概要① (R4.11.25 仙台高裁判決)

1. 第一審の概要	
判決日	令和 2 年 11 月 18 日 (事件番号 : 平成 27 年(ワ)第 180 号)
裁判所	福島地方裁判所いわき支部
裁判官	[裁判長裁判官] 名島亨卓、[裁判官] 中嶋万紀子、小川一希
一番原告らの請求内容の概要	福島県南相馬市原町区に居住していた原告ら (144 名※一審判決時点) が、本件事故によって避難生活を余儀なくされ、また、地域社会が喪失・変容したことによって精神的損害等を被ったと主張し、被告東電に対し、主的に民法 709 条、予備的に原賠法 3 条 1 項本文に基づき、慰謝料等の損害賠償を求めた事案。 ※ (出典) 地裁判決正本における「第 2 章 事案の概要等」> 第 1 事案の概要」
2. 控訴審の概要	
判決日	令和 4 年 11 月 25 日 (事件番号 : 令和 2 年(ネ)第 409 号)
裁判所	仙台高等裁判所 (第 2 民事部)
裁判官	[裁判長裁判官] 小林久起、[裁判官] 鈴木桂子、山崎克人
判決の概要 (損害論)	<p>○被侵害利益ないし損害額 (慰謝料額) の算定方法について :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (原告らが主張する) 包括的平穏生活権の侵害による損害、とりわけ地域生活利益の侵害に関し、原告らの精神的苦痛及び有形、無形の損害を評価するにあたり、被告東電が避難指示の程度に応じて相当の避難期間を定め、避難生活に伴う慰謝料を支払っていることを踏まえ、裁判所においても相当の避難期間に応じた慰謝料 (避難生活の継続による慰謝料) を算定するとともに、それでは評価し尽くせない損害についての慰謝料 (避難を余儀なくされた慰謝料、故郷の喪失又は変容による慰謝料) について検討するのが合理的として、①～③に分けた典型的な慰謝料を算定 (P5～6、13～17) 。</li> <li>①避難を余儀なくされた慰謝料</li> <li>②避難生活の継続による慰謝料</li> <li>③故郷の変容による慰謝料</li> </ul> <p>○損害額 (慰謝料額) について :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、本件事故時の旧居住地ごとに</li> <li>□1避難指示解除準備区域について、合計 1100 万円 (P5～6、13～17) <ul style="list-style-type: none"> <li>①150 万円</li> <li>②850 万円 (※月額 10 万円×85 か月 (H23.3～H30.3) )</li> <li>③100 万円</li> </ul> </li> <li>□2緊急時避難準備区域について、合計 300 万円 (P5～6、13～17) <ul style="list-style-type: none"> <li>①70 万円</li> <li>②180 万円 (※月額 10 万円×18 か月 (H23.3～H24.8) )</li> <li>③50 万円</li> </ul> </li> </ul>

(参考) 認定慰謝料額と東電基準、中間指針ないし中間指針第五次追補及び確定 7 判決の認容額との比較

	旧避難指示解除準備区域	旧緊急時避難準備区域
認定慰謝料額	1100 万円	300 万円
	避難を余儀なくされた慰謝料 150 万円	避難を余儀なくされた慰謝料 70 万円
	避難生活の継続による慰謝料 850 万円	避難生活の継続による慰謝料 180 万円
	故郷の変容による慰謝料 100 万円	故郷の変容による慰謝料 50 万円
第五次追補を踏まえた東電基準	1130 万円	230 万円
中間指針ないし中間指針第五次追補	1130 万円	230 万円
確定 7 判決での認定額	950～1320 万円 ※仙台高裁いわきでは 1100 万円 (同裁判長)	230～366 万円 ※仙台高裁いわきでは 300 万円 (同裁判長)